

様式第二号の八（第八条の四の五関係）

（第1面）

産業廃棄物処理計画書

令和 5 年 6 月 29 日

千葉県知事

熊谷 俊人 殿

提出者 〒102-8236

住 所 東京都千代田区九段北4-2-35

氏 名 ライト工業株式会社 建築事業本部
専務取締役 建築事業本部長 山本明伸

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 03-3265-2590

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

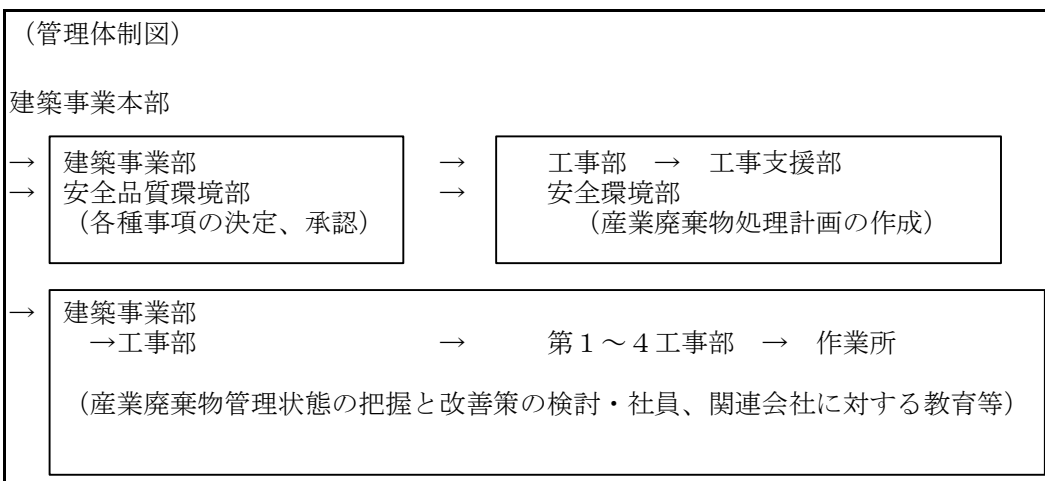
事業場の名称	ライト工業株式会社 建築事業本部
事業場の所在地	〒102-8236 東京都千代田区九段北4-2-35 (現場：浦安市、野田市)
計画期間	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

① 事業の種類	建設業
② 事業の規模	元請完成工事高(前年度実績) 140億529万3千円
③ 従業員数	106人
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	廃プラスチック→処理(破碎分別)→再生・処分(原料・燃料) タンホール→処理(破碎分別)→再生・処分(原料) 木くず・紙くず→処理(破碎分別)→再生・処分(燃料) 金属くず→処理(破碎分別)→再生・処分(金属) 石膏ボード→処理(粉碎分別)→再生・処分(石膏ボード・紙) コンクリート・がれき→処理(破碎分別)→再生・処分(再生路盤材等) 汚泥→処理(乾燥・脱水・分級等)→再生・処分(セメント原料等)

(日本工業規格 A列4番)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	建設汚泥	廃プラスチック類
	排出量	1738 t	1.215 t
	(これまでに実施した取組) 着工時の会議にて、産廃の発生を抑制するような計画・工法を検討。工事ごとに延べ面積を目安にした産廃の削減目標を設定し、達成に向けた管理で創意工夫を促す。作業所の目標値を混合廃棄物の削減に定めて分別を進めることで、産廃の発生総量を減らすように取組。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	建設汚泥	廃プラスチック類
	排出量	500 t	10 t
	(今後実施する予定の取組) 引き続き産業廃棄物の削減の目標値を混合廃棄物の削減に定めて実施する。分別をより進めることで、発生総量を減らす効果を見込んでいる。昨年度の実績をもとに、作業所の規模により目標の値を分けて分別を進める。 持続可能な社会の達成に向けて、職員や作業員に対して環境負荷を減らす教育をより進め、必要以上の産廃が発生しないように意識を高めていく。		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 紙くず、木くず、金属くず、廃プラスチック類、がれき類など、作業所のスペースの制約がある中5分別以上を目標にして、分別している。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 目標に掲げている混合廃棄物の減量を達成する為にも、紙くず、木くず、金属くず、廃プラスチック、がれき等の分別をすすめていく。

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	建設汚泥	廃プラスチック類
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	建設汚泥	廃プラスチック類
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組)		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	建設汚泥	廃プラスチック類
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	0 t	0 t
(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	建設汚泥	廃プラスチック類
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	0 t	0 t
(今後実施する予定の取組)			

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	建設汚泥	廃プラスチック類
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	建設汚泥	廃プラスチック類
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組)		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	建設汚泥	廃プラスチック類
	全処理委託量	1738 t	1.215 t
	優良認定処理業者への処理委託量	84.7 t	0.554 t
	再生利用業者への処理委託量	1738 t	0.178 t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	0.862 t
	(これまでに実施した取組) 電子契約も含めた産廃委託契約を確実に進め、電子マニフェストを極力利用することで、処理の委託の透明性を高めている。		

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	建設汚泥	廃プラスチック類
	全処理委託量	500 t	10 t
	優良認定処理業者への処理委託量	50 t	1 t
	再生利用業者への処理委託量	500 t	10 t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	0 t
	<p>(今後実施する予定の取組)</p> <p>引き続き関係法令を遵守し、これまでの取引の中で関係を強化してきた優秀な処分業者を利用するとともに、昨今の持続可能な社会という社会的な要請も加味して、処分の質の向上を検討する。</p>		
※事務処理欄			

(第6面)

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

